

1 目的・目指すかたち

(1)目的

「北区に特化したこどもに関わる関係者のネットワークづくり」

障がい当事者、障がい福祉事業所、教育機関、行政機関、その他北区内の様々な事業者等との連携のもとに障がい児者を含む全ての北区民が、障がいに関わらず、互いに理解しながら誰もが安心して生活できる「地域づくり」を行うことを目的とする

(2)構成員

こども部会は北区地域部会の専門部会として設置されることから、北区地域部会の目的及びこども部会の目的に賛同する北区内の関係者を構成員とする。

※関係者とは…家庭（本人、家族等）、保育、療育、教育、福祉、行政、地域、医療、
その他こどもに関わる関係者

(3)目指すかたち

- ①北区内のこどもに関わる関係者が集まり、お互いを知り、大人へのステップを上げるこどもにとって何が必要かを共に考え、共に支援する関係を築いていくことを目指し活動をする。
- ②北区内のこどもに関わる課題等を整理し、様々な視点から協議したものをフィードバックし支援の輪を広げ強化していくことを目指し活動をする。

2 こども部会設置時のかたち

(1)設置時のメンバー範囲

目指す最終的なかたちは大きなネットワークの形成にあるものの、部会としての活動のノウハウの蓄積など、活動が軌道に乗るまでの間は保育所、幼稚園、学校、通所支援、相談機関、行政でこども部会の活動に賛同する者から活動を開始する。活動が軌道に乗ってきたタイミングでネットワークを広げていく。

(2)当面の活動

顔の見える関係づくり（学習会、茶話会など）

3 運営体制

(1) こども部会の幹事（1名）

原則として北区地域部会運営委員の会長・副会長以外の運営委員から選出する。ただし、実際の専門部会の運営の中で運営委員以外の構成員を幹事として選任することは妨げない。

幹事は世話人会の開催、企画の実施などの案内を部会員に送付する。

(2)世話人会の設置

有志数名により世話人会を設置し、こども部会の活動について必要な事項を協議する。

(3)任期について

任期は1年

(4)その他

毎月：世話人会を開催し企画や地域の課題について協議をする。

年数回：こどもに関する学習